

就職・採用活動において特に留意をお願いしたい事項について

大阪電気通信大学

学生や企業の就職・採用活動の秩序を維持し、正常な学校教育と学生の修学環境を確保するため、後述内容についてご協力をお願いいたします。

1. 就職・採用活動の公平・公正の確保について

(1) 学生の応募書類

学生の応募書類は、「大学等指定書類（「履歴書・写真・自己紹介書」、「成績証明書（卒業見込証明書含む）」）とし、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類（エントリーシート含む）」、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないようにしてください。また、採用面接においても同様に就職差別につながる恐れのある内容の質問等はしないようお願いいたします。

(2) 男女雇用機会均等について

就職・採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針や障害者雇用促進法等に則って行われる旨を徹底してください。特に、総合職採用における女子学生への配慮や、障害のある学生への適切な対応、あるいは学生が持つ多様性の尊重など、採用活動における適切な対応をお願いいたします。

(3) 職業の選択の自由を妨げる行為やハラスメント的な行為の自粛について

必要な人材確保に熱心になるあまり、以下などの学生の職業選択の自由を妨げる行為や、学生の意志に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎んでください。

- ① 広報活動開始前又は広報活動期間中に早期に内々定を通知すること
- ② 正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を求めること
- ③ 6月1日以降の採用選考活動時期に学生を長時間拘束するような選考会や行事等を実施すること
- ④ 自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるように強要すること

また、予め示された必要書類以外のものを選考の最終段階や内々定後に求めることがないように、必要書類を含む採用選考情報を予め明示してください。

い。

(4) インターンシップについて

インターンシップとは、一般に「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」と捉えられており、あくまでも教育プログラムです。その実施にあたっては、インターンシップと称して就職・採用活動開始時期前に就職・採用活動そのものが行われるなど、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせるようなことにならないよう留意し、適切な内容にしてください。

そのため、以下などについても併せて留意をお願いします。

- ① 広報活動開始前に「インターンシップ」と称した会社説明会や実質的な選考活動とも捉えられるような行事等は厳に慎むこと
- ② そもそも、インターンシップは、「就業体験を伴うこと」が必要であるが、現在、インターンシップとして行われているプログラムには、1日限りで就業体験を伴わないもの（いわゆる「ワンデーインターンシップ」など）もあることから、このようなプログラムはインターンシップと称さず、実態にあった別の名称を用いること（当然、それらのプログラムの目的が広報活動であれば3月以降に、採用選考活動であれば6月以降に行うこと）
- ③ インターンシップの本来の趣旨を踏まえ、その教育的効果を高めるためには、一定期間のまとまりにより職業生活を体験することが有益であるため、大学等との連携の下、可能な限り長期間のインターンシップを実施すること

(5) 大学等の所在地等への配慮について

大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などは、それが採用選考において不利とならないよう配慮してください。

2. その他の事項について

(1) 学生の健康状態への配慮について

採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季にあたるため、学生のクールビズ等への配慮を明示してください。

以上